

「福祉サービス総合支援事業」「成年後見活用あんしん生活創造事業」

～住みなれた地域でいつまでも～

本会では武蔵村山市から委託を受け、高齢者や障害をおもちのかたが地域で安心して日常生活が送れるように「福祉サービス総合支援事業」及び「成年後見活用あんしん生活創造事業」を実施し、相談・支援を行っています。

福祉サービスを利用したいけど、手続きの方法がわからない。

1人暮らしの母が消費者被害に遭い、今後の暮らしが心配。

障害を抱えている我が子の将来が心配。

今は元気だけど、高齢になった時の生活や財産管理が心配。

役所から書類が届くけど、どう手続きすれば良いかわからない。

こんな時は「福祉サービス総合相談」にご相談ください！

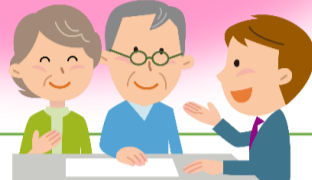
家族が揉めないよう、遺言書をつくりたい。

一人暮らしの父が、銀行で成年後見をつけるようにと言われたが、どうしたら…。

無料

福祉サービス総合相談

判断能力が低下してしまったかたの権利擁護相談、成年後見制度の相談、福祉サービスの利用や苦情に関する相談など、福祉サービスの身近な相談窓口として、お気軽にご相談ください。



無料

事前予約制

弁護士による

ふくし法律相談

高齢者・障害者のかたの成年後見制度に関する相談や財産管理についての悩みなど専門的な相談に弁護士が無料で応じます。

成年後見制度

社会福祉協議会が「成年後見制度」の活用をサポートします。

判断能力がほとんどない
日常生活を営むことが難しい

判断能力が著しく不十分
日常生活は営めるが、重要な財産管理・契約が難しい

判断能力が不十分
重要な財産管理・契約等は誰かの援助があればできる

判断能力はある
現在は大丈夫だが、将来の不安に備えたい

地域福祉権利擁護事業

高齢者、知的・精神障害のあるかたで、**判断能力に不安がある**



■家庭裁判所へ申し立て…本人の判断能力に応じて、家庭裁判所が審判により支援者（後見人等）を選任します。

法定後見制度【後見類型】

後見人が、本人に代わって財産管理や契約等を行います。

法定後見制度【保佐類型】

保佐人は、本人が重要な財産行為を行う際に一緒に考え同意します。

法定後見制度【補助類型】

補助人は、認められた範囲内で、一緒に考え同意し、本人に代わって契約をします。

任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を、あらかじめ本人が任意後見受任者との間で、契約により決めておく制度です。任意後見契約は公正証書によって結ばれます。

《後見人等の主な仕事》

～ 例えば ～

①財産管理

- ・通帳の保管や支払いのお手伝い
- ・必要のない不利益な契約の取り消し
- ・権利証などの保管と管理
- ・遺産相続、不動産関係の手続きなど

②身上監護

- ・福祉サービス利用計画のお手伝い
- ・入院、施設入所契約のお手伝い
- ・書類の確認と手続きのお手伝いなど

《後見人等の役割》

後見人等は本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、その権限に応じて代理権、同意権、取消権などを用いて支援を行います。



地域福祉権利擁護事業 相談から利用までの流れ

①相談

②訪問調査・関係調整

担当者がお伺いして、お困りの事を一緒に考え、ご本人の希望や生活の状況に合わせて支援計画を作ります。

③契約

お手伝いの内容や約束事を書いた契約書と支援計画書を確認いただき契約を結びます。

④支援開始

担当の生活支援員が、定期的に自宅等を訪問し、支援計画に基づいて支援を行います。



問合先 権利擁護係 ☎ 566-0061
*月～金曜日の午前9時から午後5時まで。

広告内容については本会が保証するものではありません

訪問美容・在宅カット承ります！

お一人で外出が困難な方の為に福祉美容師がご自宅や施設に伺ってカット等をさせていただきます。

訪問カット ¥2,750 (消費税込)

☎ 042-563-8699

美容室 くるくるへあー

東大和市奈良橋2-603-1-103
http://www.kurukuruhair.com



定木の取り扱い 東扇の片づけ 定の草むしり

高齢者・身障者 1時間 900円(税別)
その他諸経費 500円

武蔵村山市三ツ藤 1-49-20

打扇園 Utsunomiya 代表 上田哲弘

☎ 042-560-4385 (FAX 兼)

携帯 090-3574-2641